明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**二）　二
○労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**四一）　三
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（**同**四二）　三
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（**経済産業**三六）　三
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三七）　三
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**同**三八）　三
○小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令（**同**三九）　三

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（**国家公安委**八）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（**同**九）　六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**九）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**八五）　九
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**七九）　一〇
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（**同**八〇）　一〇
○大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（**財務**八三）　一一
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**八六）　一二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**同**八七）　一二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**八八）　一三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（**同**八九）　一三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（**同**九〇）　一三
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（**同**九一）　一三
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（**同**九二）　一三
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（**同**九三）　一三
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（**農林水産**八五四）　一四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**八五五）　一四
○都市計画に関する件（**国土交通**五二三）　一四
○高速自動車国道に関する件（**同**五二四～五二八）　一四
○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する件（**同**五二九）　一五
○港湾運営会社を指定した件（**同**五三〇）　一五
○特例港湾運営会社の指定を取り消した件（**同**五三一）　一五
○京都丹波高原国定公園を指定する件（**環境**二八）　一五
○京都丹波高原国定公園の公園計画を決定する件（**同**二九）　一六
○道路に関する件（**東北地方整備局**六四～六七）　一六
○都市計画に関する件（**同**六八～七〇）　一七
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**七六、七八）　一七
○道路に関する件（**同**七七、七九、八〇）　一七
○危険物を積載する車両の水底トンネルに類するトンネルの通行を禁止又は制限する件（**同**八一、八二）　一七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**二七～三四）　一八
○道路に関する件（**中部地方整備局**三八、三九、四七）　一八
○都市計画に関する件（**同**四〇、四一、四四～四六）　一八
○建築基準法の規定により指定確認検査機関の事務所の所在地を変更した件（**同**四二）　一八

（以下次のページへ続く）